

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定
- 保険医療機関等の指定
- 准看護婦養成所の指定の一部改正 (三件)
- 豚等の移入の禁止
- 土地改良区の設立認可の適否の決定
- 土地改良区の役員 の就退任
- 土地改良区の役員 の住所の変更
- 土地改良事業計画の決定
- 開発行為に関する工事の完了 (三件)
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第四百八十四号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号) 第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年五月十九日

鳥取県知事 平 林 義 三

指定 番号	種 別	図 書		類 別
		題 目	発行記号等	
43	雑誌その他の 刊行物	強姦秘部 死春期 苛め	BD-ス 9	表示された発 行所名 DO企画
44	"	密蔵 午前0時女子寮	BD-ス 6	株式会社 テリス出版
45	"	月経暴行	フツカー C-6	海鳴書房
46	"	実話ACE 実話ユース No.8	GA-6	テリス出版
47	"	淫乱痴態	—	ひかり書房
48	"	SHOT No.2	1015	衛総合企画 サービス
49	"	淫臭 K大一年女子	BD-ス 8	テリス出版
50	"	秘写 TABOO	HT-6	トライビジョン
51	"	濡れ連れ	I 1-G 2	衛大昭和出版販売

52	"	局無修正	BD-ス2	PANDORA
53	"	渡邊本番 美少女 久美子	BD-ス0	株式会社 テリス出版
54	"	新入女子社員 残業売春 OL残業	BD-ソ8	テリス出版
55	"	新人OL愛 汚れなき	BD-ソ9	DO企画
56	"	㊦レポート	共同R-6	㈱アツアル社
57	"	秘毛挿穴 に お い 少 女	BB-C6	㈱アリス出版
58	"	女子高生密戯	A1-13	DO企画
59	"	SUCK XX M18 暴行遊戯	WX-4	テリス出版
60	"	恥部誘惑 美女館	G1-G2	ゼロ企画
61	"	金秋淫夢 ひとり遊び	B1-C3	プランソナル企画
62	"	秋子の白い胸	ソ-7	株式会社 テリス出版
63	"	婦女強姦 連続暴行 禁じられた出来事	-	8月書房
64	"	強姦志願 汚れた花嫁	B1-63	プランソナル
65	"	ERECT MAGAZINE エレクトマガジン	共同R-5	ピケン
66	"	独身時代 挑割れ少女	共同DS-7	テイ出版
67	"	女の手帖 第4号	OT-4	土曜出版社
68	"	異常性愛	BC-ソ0	テリス出版
69	"	独身時代 陰摩姦	共同DS-5	テイ出版
70	"	COUPLES カップルズ 性交現場	CU-5	㈱アリス出版
71	"	痴漢電車 特集痴漢電車	BC-ソ3	DO企画
72	"	SNOB 少女の性戯	SU-5	㈱アリス出版
73	"	不純な性スニーカー No.35 淫雨の赤良	共同SU-6	テイ出版
74	"	㊦最前線 Vol.9	H-5	㈱アリス出版
75	"	私立女子高生 初心 私立女子高生	E6	㈱エルソー企画
76	"	メツセージ Vol.4 No.7	共同M7	海鳴書房
77	"	ナイトラブ Night Love 6	NL6	㈱アツアル社
78	"	愛撫百科	BE-セ4	DO企画
79	"	糞腫れ 思春期	A1-PO	LANDA-GR
80	"	本番激烈セックス 燃える恋心	BA-キ9	DO企画
81	"	教育実習 処女満開 処女満開	G1-C3	ゼロ企画
82	"	実話ACE 実話エース新 女の肉汁 年特別号	GA-3	㈱アリス出版

83	"	オーバーヒート OVER HEAT ER 6	共同OH-6	ビタン
84	"	陰部挿入感エロクソップ EROS UP	EP 6	オーツァル社
85	"	PINK BOX	D-6	オキエ出版社
86	"	女性生殖器 オナニー生殖器	—	キョク社
87	"	変位 ORAL SEX	—	キョク社

鳥取県告示第四百八十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十六年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
樋口 医院	鳥取市大桶五〇七一	昭和五十六年五月一日
藤山内科医院	鳥取市西品治三〇五一	"

石河内科医院	鳥取市元魚町一丁目二一九	"
米本循環器内科 消化器内科	鳥取市吉成大曲り井手添 八二〇一―一五	昭和五十六年五月八日
医療法人養和会 廣江病院	米子市上後藤三二	昭和五十六年五月一日
木下産婦人科 医院	米子市角盤町三丁目四五	昭和五十六年五月十四日
福嶋整形外科 医院	倉吉市伊木字中新田二六二	昭和五十六年五月一日
柿坂 医院	八頭郡八東町大字北山七三	"
松井医院 日吉津分院	西伯郡日吉津村日吉津 八八九―四	昭和五十六年五月十四日
篠原病院	日野郡溝口町長山一五二―一	昭和五十六年五月一日
湖山歯科医院	気高郡気高町勝見七四	"
音田歯科医院	東伯郡東郷町松崎四一〇	"
快生薬局	鳥取市徳尾八一―二八	"
今井薬局	米子市上後藤五二―二	"
小林薬局 小上井店	倉吉市上井二一三―七	"
佐治村国民健康 保険歯科診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木 二二三―三五	"
鳥取県東部医師 会附属休日急患 診療所	鳥取市戎町三一七	"

鳥取県告示第四百八十六号

昭和二十七年四月鳥取県告示第九十八号(准看護婦養成所の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十六年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「米子准看護学院」を「社団法人鳥取県西部医師会附属米子看護高等専修学校」に改める。

鳥取県告示第四百八十七号

昭和二十八年七月鳥取県告示第三百五号(准看護婦養成所の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十六年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県東部医師会附属鳥取准看護学院」を「社団法人鳥取県東部医師会附属鳥取看護高等専修学校」に改める。

鳥取県告示第四百八十八号

昭和二十九年七月鳥取県告示第三百四十四号(准看護婦養成所の指定に

ついて)の一部を次のように改正する。

昭和五十六年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県中部准看護学院」を「社団法人鳥取県中部医師会附属倉吉看護高等専修学校」に改める。

鳥取県告示第四百八十九号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひけるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十六年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

福岡県田川郡の区域

鳥取県告示第四百九十号

昭和五十六年四月十三日付けで米子市石州府四三五番地高橋博隆ほか十八人の者から申請のあつた米子市石州府土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第六項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十六年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年五月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米子市四ヶ村堰土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 齋木光昌 米子市石井七八二

齋木利夫 七二七

田村博 奥谷九八三

田村重治 一〇四五

深田薫 兼久五四

生田裕宣 一一七

渡辺衛 日原四八一

幡原清之 四六〇一一

監事 齋木良逸 石井六八一

佐藤厚美 奥谷九〇一

高田弘己 兼久一

幡原敦夫 日原四一二

任期満了により退任

米子市四ヶ村堰土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 齋木光昌 米子市石井七八二

齋木利夫 七二七

佐藤厚美 奥谷九〇一

橋谷邦次 四六七

高田賢治 兼久六

生田裕宣 一一七

渡 辺 衛 " 日原四八一
 " 幡 原 清 之 " 四六〇一
 監 事 齋 木 良 逸 " 石井六八一
 " 瀬 尾 鹿 寿 " 奥谷九〇九
 " 深 田 重 治 " 兼久五六
 " 幡 原 敦 夫 " 日原四一二

昭和五十六年三月二十八日開催の通常総会において、総選挙の結果選当し、同年四月十二日就任 任期四年

北条砂丘土地改良区

退任した役員の名及び住所
 監 事 永 田 稔 東伯郡大栄町大字東園四〇七
 " 中 田 勝 美 " 北条町大字田井一三四
 " 磯 江 茂 " 江北五八二

任期満了により退任

北条砂丘土地改良区

就任した役員の名及び住所
 監 事 磯 江 茂 東伯郡北条町大字江北五八二
 " 田 中 秀 太 郎 " 田井三四五一
 " 金 山 正 夫 " 大栄町大字東園三六三

昭和五十六年三月三十一日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、同年五月一日就任 任期三年

鳥取県告示第四百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の名所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大栄町土地改良区

理事	坂 田 勇	変更前	東伯郡大栄町大字妻波一七九〇一
		変更後	東伯郡大栄町大字妻波一七九〇一三

鳥取県告示第四百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十六年四月六日付けで西伯郡大山町宮内一五九番地美谷晴夫ほか十五人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（大山南部地区は場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年五月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年十二月十二日 鳥取県指令受都計第八百七十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古市字島田、字西ノ田及び字上寺屋敷（二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市古市一八五

三洋製紙株式会社

専務取締役 秋山 実

鳥取県告示第四百九十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年十二月十二日 鳥取県指令受米土維第千三百三十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎字呉服屋開ノ武

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木九四九番地

山陰住研株式会社

代表取締役 杉山明尚

鳥取県告示第四百九十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年三月二十三日 鳥取県指令受米土維第百三十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西三柳二七二番地

清水周造

鳥取県告示第四百九十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

昭和五十六年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の鳥取市農業協同組合の項中

美保支所 鳥取市吉成

を

美保支所 鳥取支店

鳥取市吉成 鳥取市吉方町二丁目

に改める。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和56年5月19日

鳥取県公安委員会 委員長 松 岡 新 平

1 講習の種類別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

日	時	場 所	対 象 者
昭和56年6月12日	午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取警察署 会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
初心者講習			

<p>昭和56年6月19日 午前10時30分から 午後4時30分まで</p> <p>米子警察署 会議室</p> <p>米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者</p>	<p>昭和56年6月16日 午後1時30分から 午後4時00分まで</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂</p> <p>鳥取、岩美、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者</p>	<p>昭和56年6月23日 午後1時30分から 午後4時00分まで</p> <p>米子警察署 会議室</p> <p>米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者</p>	<p>昭和56年6月26日 午後1時30分から 午後4時00分まで</p> <p>倉吉警察署 会議室</p> <p>倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者</p>	<p>昭和56年7月3日 午後1時30分から 午後4時00分まで</p> <p>米子警察署 会議室</p> <p>米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者</p>	<p>昭和56年7月9日 午後1時30分から 午後4時00分まで</p> <p>倉吉警察署 会議室</p> <p>倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者</p>	<p>昭和56年7月14日 午後1時30分から 午後4時00分まで</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂</p> <p>鳥取、岩美、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者</p>	<p>経験者講習</p>								
<p>昭和56年7月21日 午後1時30分から 午後4時00分まで</p> <p>米子警察署 会議室</p> <p>米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者</p>								<p>昭和56年7月28日 午後1時30分から 午後4時00分まで</p> <p>倉吉警察署 会議室</p> <p>倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者</p>							
<p>3 受講対象者</p> <p>(1) 初心者講習</p> <p>鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日から昭和54年4月15日までの間に開催された乙種又は丙種の狩猟者講習会の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者を除く。</p> <p>(2) 経験者講習</p> <p>鳥取県内に住所を有する者で、現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持しているものうち、所持許可の更新を受けようとするもの又は買い替え等で新たな猟銃又は空気銃の許可を受けようとするもの</p> <p>4 講習時間及び講習課目</p> <p>(1) 講習時間</p> <p>ア 初心者講習 4時間</p> <p>イ 経験者講習 2時間30分</p> <p>(2) 講習課目</p> <p>ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令</p>															

4 銃猟及び空気銃の使用、保管等の取扱い
5 考査

初心者講習にあっては、講習終了後講習に係る事項についての考査を
1時間行う。

6 受講の申込み

所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（初心者講習にあっては8,
000円、経験者講習にあっては1,500円）に相当する鳥取県収入証紙を受
講日の5日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に
提出すること。

7 携行品

筆記用具

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】